かいらん

本宿地区の景観まちづくりを進めています

本宿まちなみ委員会と岡崎市では、本宿地区の歴史や伝統を旧東海道のおもかげや風格として継承し、安全で住みやすいまちとするため、景観まちづくりに取り組んでいます。

旧東海道沿いの約14.4ヘクタール（下図オレンジ色部分）を**「本宿地区景観形成重点地区」**に指定し、重点的に景観まちづくりを推進していくことを検討しています。

今後、お住まいの方への情報共有を行い、該当する地権者の方には説明会等のご連絡をさせていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いします。

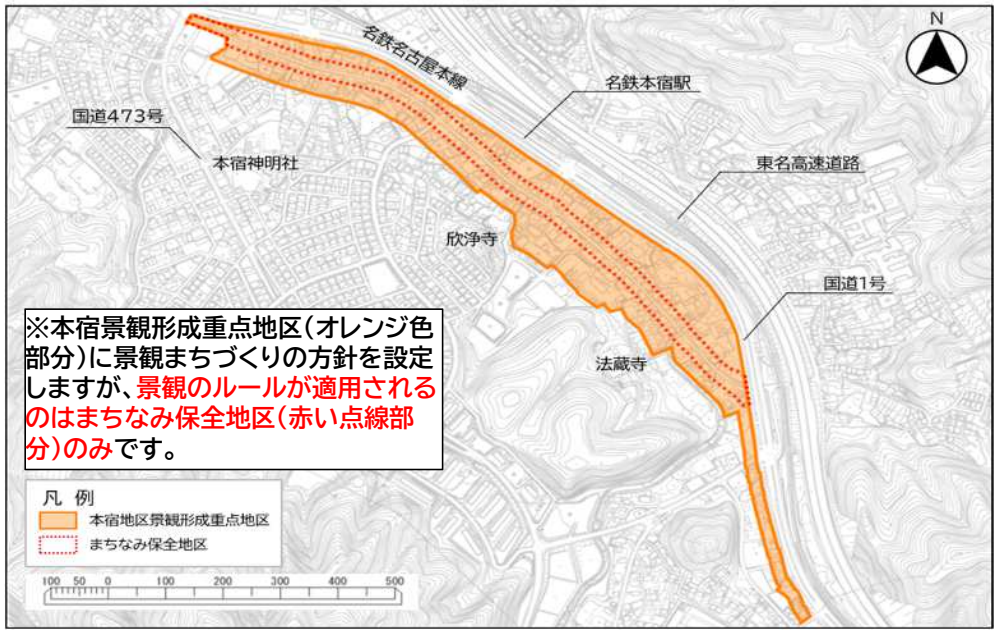

景観形成重点地区における景観ルールの目的

景観形成重点地区に指定することで景観まちづくりの方針と一部地区では建築行為の規制を設けます。旧東海道沿いの街並みを残すことに加えて、現状の本宿地区に多い一般的な住宅を含めて景観を誘導していくものではなく、周辺開発の進展などにより**景観に与える影響が大きい建築物等の出現を抑制する**目的です。

本宿地区の景観まちづくりの方針（将来の景観像）

『旧東海道の歴史と伝統を感じられる、安全で住みやすいまち』

本宿地区固有の歴史・伝統を今に伝える歴史的な建造物や祇園祭等を持続可能な体制等で大切に受け継ぐとともに、これらと新しいデザインが美しく融合・調和するような景観形成の取組と、安全で快適に暮らせるための環境を維持・改善するまちづくりが一体となった景観まちづくりを進め、**旧東海道の歴史と伝統を感じられる、安全で住みやすいまち**を創生します。

景観ルールの種別

①景観まちづくりの方針

伝統的な勾配屋根
突出しない高さ



旧東海道沿いの建物の連続性
塀や生垣でまちなみの調和

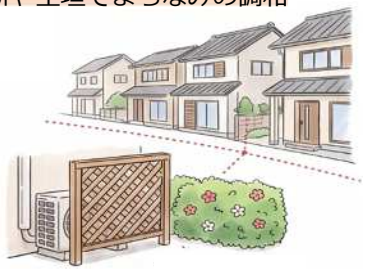

「和風」な自然素材
落ち着いた色合い



屋外設備が見えにくい工夫

既存の建物をすぐに直す必要はありません。
将来行う新築や建て替えに関係するルールです。

②景観ルール適用時における将来の景観像の比較

どちらの街を未来に残していきたいですか？

景観ルール不適用のとき

▲周囲から突出した高さ



▲奇抜な建物の色　▲むき出しの屋外設備

景観ルール適用のとき

○周囲と調和した高さ



○落ち着いた色　○屋外設備が隠れる

お問い合わせ
本宿まちなみ委員会　事務局
(岡崎市 都市政策部 まちづくり推進課 景観まちづくり係)
〒444-8601　愛知県岡崎市十王町二丁目９番地　西庁舎１階
TEL 0564-23-6261 / FAX 0564-23-7967